

【資料 1 - 7】

## 令和 3 年度報酬改定内容の再確認

目次 (項目をクリックすると該当ページにジャンプします)

- ・ 令和3年度報酬改定内容の共通事項について再確認.....- 3 -
- ・ 就労移行支援における令和3年度報酬改定内容の再確認.....- 7 -
- ・ 就労定着支援における令和3年度報酬改定内容の再確認.....- 10 -
- ・ 就労継続支援A型における令和3年度報酬改定内容の再確認- 14 -
- ・ 就労継続支援B型における令和3年度報酬改定内容の再確認- 17 -
- ・ 共同生活援助（GH）における令和3年度報酬改定内容の再確認.....- 22 -
- ・ 相談支援事業における令和3年度報酬改定内容の再確認.....- 25 -
- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービスにおける報酬改定内容の再確認.- 32 -

令和3年度報酬改定内容の  
共通事項について再確認

## 1. 報酬改定の概要

障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応するための見直しが図られました。

## 2. 主な改定内容について

### ①医療連携体制加算の見直し

【対象：重度障害者包括支援、短期入所、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス】

従来、看護の濃度に関わらず一律に設定されていた単価について見直しが行われ、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行うこととなりました。（下図参照）

また、医師の指示については、原則として日頃から利用者を診察している主治医から個別に受けることが明確化されておりますのでご注意ください。

改定後							← 改定前（対象者数）		
算定要件（対象者数）							1名	2～8名	
医ケア 以外	医ケア	対象サービス 及び時間	1名	2名	3～8名 VIの場合3 名				
I	○		1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位	
II	○		1時間以上 2時間未満	63単位					
III	○		2時間以上	125単位					
IV		○	4時間未満	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位			
V		○	〈福祉型短期入所・ 児発・放デイ〉 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位	1,000単位	500単位	
VI		○	〈福祉型短期入所〉 8時間以上	2,000単位	1,500単位	1,000単位			
VII	〈福祉型短期入所・共同生活援助〉 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日								

a：短期入所、b：重度障害者包括支援

## ②障害者虐待防止の更なる推進

【対象：全サービス】

障害者虐待防止の更なる推進のため、虐待防止責任者及び虐待防止委員会の設置、研修の実施などが義務となります。（経過措置期間は令和4年3月31日までですので、令和4年4月1日以降は下記を参考に取り組みを開始してください。）

[現行]

- ①従業者への研修実施（努力義務）
- ②虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ①従業者への研修実施（義務化）
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）
- ③虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

## ③身体拘束等の適正化

【対象：相談支援事業所を除く全サービス】

訪問系サービスについても、「身体拘束等の禁止」が運営基準に定められます。また、既に「身体拘束等の禁止」が定められているサービスも含め、指針の整備や研修の実施などが義務となります。（経過措置期間は令和4年3月31日までですので、令和4年4月1日以降は下記を参考に取り組みを開始してください。）

また、身体拘束廃止未実施減算の対象となる要件が追加されます。次の①から④を満たしていない場合、令和5年4月より減算適用となりますので、ご注意ください。（訪問系サービス以外については①を満たしていない場合、既に減算の対象となります。）

[現行]（訪問系サービスは全て新設）

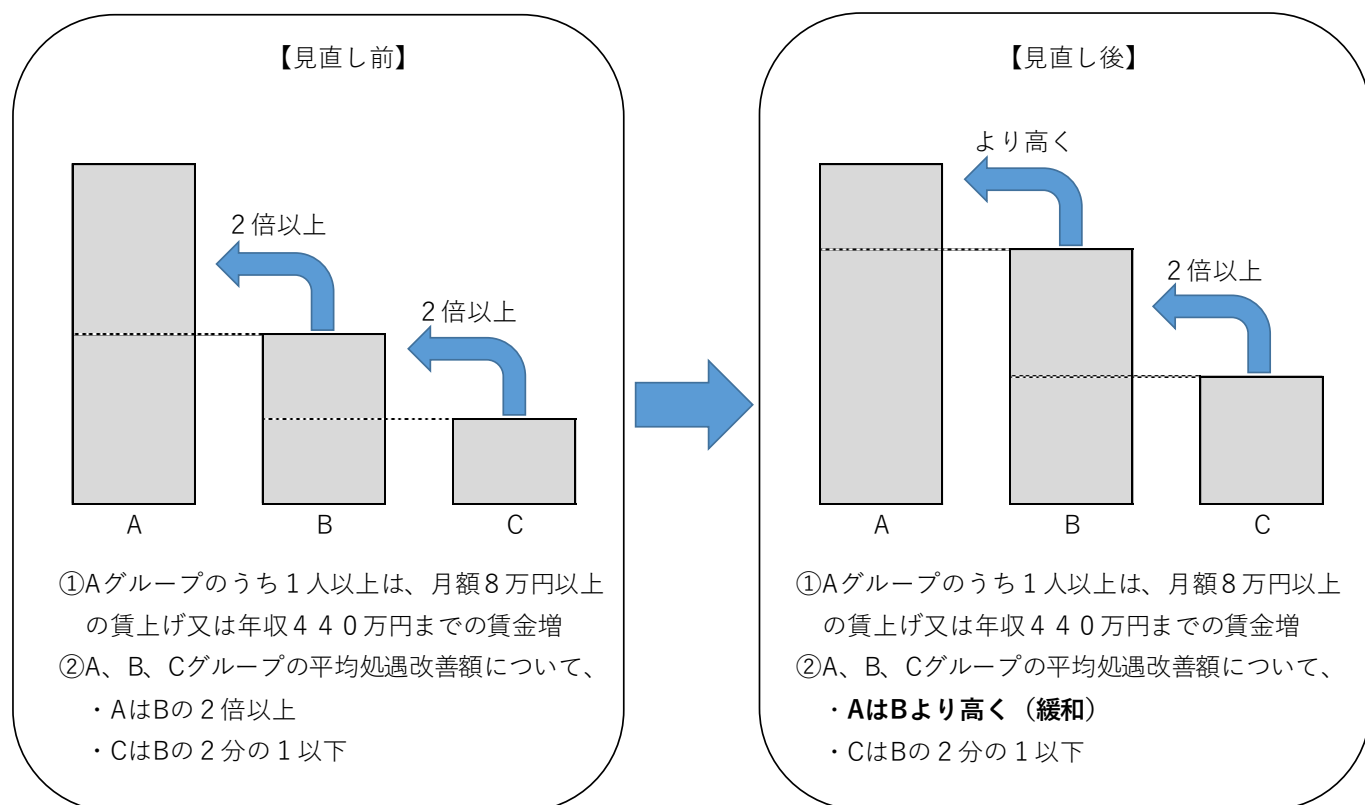
身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
  - ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ※②から④について令和3年度は努力義務でしたが、令和4年度から義務化です。

#### ④福祉・介護職員等特定処遇改善加算

平均の賃金改善額の配分ルールが見直され、「(A) 技能・経験のある障害福祉人材」は「(B) 他の障害福祉人材」の「2倍以上」とするルールが、「より高くすること」に緩和されました。なお、「(C) その他の職種」は従来通りBの「2分の1を上回らない」こととなっています。



※役員報酬のみを支給されている職員は対象外です。

就労移行支援における  
令和3年度報酬改定内容の再確認

## ○ 就労移行支援

### 1. 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し

- ・ 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ・ 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。

※あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所については、従前と同様に前年度の実績により算定する。

#### 《基本報酬の区分決定に係る就労定着率の算出》

前年度及び前々年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合

**基本報酬の届出手続きについては別途通知予定です**

### 2. アセスメントの質を高めるための取組の評価

障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

#### 《支援計画会議実施加算【新設】》 583 単位／回

各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えたケース会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

外部の関係者：ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等

### 3. 人員基準の柔軟化

就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。



#### 《人員基準の見直し》

[現 行]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。うち、1人以上は常勤でなければならない。

[見直し後]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

#### 4. 移行準備支援体制加算（Ⅱ）の廃止

加算は廃止されるが施設外就労の仕組みは継続

就労定着支援における  
令和3年度報酬改定内容の再確認

## ○ 就労定着支援

### 1. 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

- ・ 経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- ・ 基本報酬の区分について、実績上位 2 区分に 8 割以上の事業所が分布している一方で、下位 2 区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

#### 《基本報酬の区分に係る実績の範囲の見直し》

[現 行]

- (1) 就労定着率が 9 割以上
- (2) 就労定着率が 8 割以上 9 割未満
- (3) 就労定着率が 7 割以上 8 割未満
- (4) 就労定着率が 5 割以上 7 割未満
- (5) 就労定着率が 3 割以上 5 割未満
- (6) 就労定着率が 1 割以上 3 割未満
- (7) 就労定着率が 1 割未満

[見直し後]

- (1) 就労定着率が 9 割 5 分以上
- (2) 就労定着率が 9 割以上 9 割 5 分未満
- (3) 就労定着率が 8 割以上 9 割未満
- (4) 就労定着率が 7 割以上 8 割未満
- (5) 就労定着率が 5 割以上 7 割未満
- (6) 就労定着率が 3 割以上 5 割未満
- (7) 就労定着率が 3 割未満

$$\text{就労定着率} = \frac{\text{前年度末日において就労が継続している者の総数}}{\text{前年度末日から起算して過去 3 年間に就労定着支援を利用した総数}}$$

**基本報酬の届出手続きについて  
は別途通知予定です**

## 2. 基本報酬の支給要件の見直し

現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件とする。

### 《基本報酬の算定要件の見直し》

[現行]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

[見直し後]

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

## 3. 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

- ・ 関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- ・ 関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

### 《関係機関等との連携強化に係る加算の見直し》

[現行]

企業連携等調整特別加算 240 単位/月

就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

定着支援連携促進加算【新設】 579 単位/回

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

#### 4. 対面での支援の要件緩和

- ・ 運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

##### 《対面支援要件の緩和（運営基準の見直し）》

###### [現 行]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行う。

###### [見直し後]

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う。

就労継続支援A型における  
令和3年度報酬改定内容の再確認

## ○ 就労継続支援A型

### 1. 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し

- ・ 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

#### ＜報酬算定に係る実績の算出＞

評価項目のうち「生産活動」については、前年度及び前々年度の実績を使用する。他の評価項目は前年度の実績を使用する。就業規則の整備状況は令和4年4月1日時点のものを使用する。

**基本報酬の届出手続きについて  
は別途通知予定です**

### 2. 基本報酬の算定における評価内容の公表

事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

#### ＜スコア方式による評価内容の公表の義務付け（運営基準の見直し）【新設】＞

就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

#### ＜自己評価未公表減算【新設】＞

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

### 3. 施設外就労加算の廃止

加算は廃止されるが施設外就労の仕組みは継続

#### 4. 一般就労への移行の促進

- ・ 障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

#### 《就労移行連携加算【新設】》 1,000 単位

就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書（個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等）により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。  
※サービス提供の最終月に算定できる。ただし、過去3年以内に就労移行支援の支給決定を受けていた場合は算定できない。

#### 《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。



就労継続支援B型における  
令和3年度報酬改定内容の再確認

## ○就労継続支援B型

### 1. 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の4月を行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。

#### ◀報酬体系の類型化▶

[現行]

「平均工賃月額」に応じた報酬体系  
(就労継続支援B型サービス費 (Ⅰ)、(Ⅱ))

[見直し後]

※毎年度4月に①または②のいずれかを選択する。  
(年度途中の変更は原則想定されていない)

①「平均工賃月額」に応じた報酬体系 (就労継続支援B型サービス費 (Ⅰ)、(Ⅱ))  
※令和4年4月分の報酬請求日までに「工賃向上計画」を作成していることが要件

②「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】  
(就労継続支援B型サービス費 (Ⅲ)、(Ⅳ))

基本報酬の届出手続きについて  
は別途通知予定です

### 2. 「平均工賃月額」に応じた報酬体系における基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

- ・ 高工賃を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ・ 現行の7段階の基本報酬の区分について、実績下位3区分に8割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、8段階の区分とする。

### 《基本報酬区分の見直し》

#### [現行]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満
- (七) 平均工賃月額が5千円未満

#### [見直し後]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満
- (八) 平均工賃月額が1万円未満

### 3. 施設外就労加算の廃止

加算は廃止されるが施設外就労の仕組みは継続

#### 4. 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価

- ・ 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。
- ・ 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

※以下の加算は「就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は（Ⅳ）【新設】」を選択している事業所が対象（平均工賃月額に応じた報酬体系を選択している事業所は対象外）

##### ＜地域協働加算【新設】＞ 30 単位／日

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

取組例：地域で開催されるイベントへの出店、農福連携による施設外での生産活動、請負契約による公園や公共施設の清掃業務、飲食業・小売業な地域住民との交流の場となる店舗経営、高齢者世帯への配食サービス等  
（対象外：生産活動収入が発生しない地域活動等、レクリエーションを目的とした活動、生産活動収入の発生には結びつかないような単に見学や体験を目的とした施設外の活動等）

##### ＜ピアサポート実施加算【新設】＞ 100 単位／月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

※ 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

## 5. 一般就労への移行の促進

- ・ 「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

### 《就労移行連携加算【新設】》 1,000 単位

就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書（個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等）により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。  
※サービス提供の最終月に算定できる。ただし、過去3年以内に就労移行支援の支給決定を受けていた場合は算定できない。

### 《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。

共同生活援助（GH）における  
令和3年度報酬改定内容の再確認

## 1. 報酬改定の概要

障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系になるよう見直されました。

## 2. 新設及び追加の加算について

### ①重度障害者支援加算（見直し）

重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者が算定対象に加わりました。

- ・重度障害者支援加算（Ⅰ） 360単位/日

算定対象：区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者

- ・重度障害者支援加算（Ⅱ） 180単位/日（新設）

算定対象：障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者

### ②医療的ケア対応支援加算（新設） 120単位/日

医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算が創設されました。基準に定める従業者に加え、看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算されます。

### ③強度行動障害者体験利用加算（新設） 400単位/日

強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算が創設されました。

### ④夜間支援体制加算（見直し）

夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、夜間支援業務の実態を踏まえ、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直されました。

【見直し前】		【見直し後】		
夜間支援等体制加算(Ⅰ)		夜間支援等体制加算(Ⅰ)		
夜間支援対象利用者が2人以下	672単位	区分4以上	672単位	
		区分3	560単位	
		区分2	448単位	

また、現行、支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとに加算額を設定していたところ、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる事例が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数が異なるよう変更されています。

【見直し前】		【見直し後】		
夜間支援等体制加算(Ⅰ)		夜間支援等体制加算(Ⅰ)		
夜間支援対象利用者が 8人以上10人以下	149単位	夜間支援対象利用者が8人	区分4以上	168単位
			区分3	140単位
			区分2	112単位
夜間支援対象利用者が9人		夜間支援対象利用者が9人	区分4以上	149単位
			区分3	124単位
			区分2	99単位
夜間支援対象利用者が10人		夜間支援対象利用者が10人	区分4以上	135単位
			区分3	113単位
			区分2	90単位

そのほか、手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算も創設されました。

現行	夜間支援等体制加算(Ⅰ)	住居ごとの夜勤職員を配置
	夜間支援等体制加算(Ⅱ)	宿直職員を配置
	夜間支援等体制加算(Ⅲ)	警備会社への委託等



新設	夜間支援等体制加算(Ⅳ)	事業所単位で夜勤職員を追加配置
	夜間支援等体制加算(Ⅴ)	事業所単位で夜勤職員(夜間の一部時間)を追加配置
	夜間支援等体制加算(Ⅵ)	事業所単位で宿直職員を追加配置

※夜間支援等体制加算(Ⅰ)に上乗せで加算



相談支援事業における  
令和3年度報酬改定内容の再確認

## 計画相談支援について

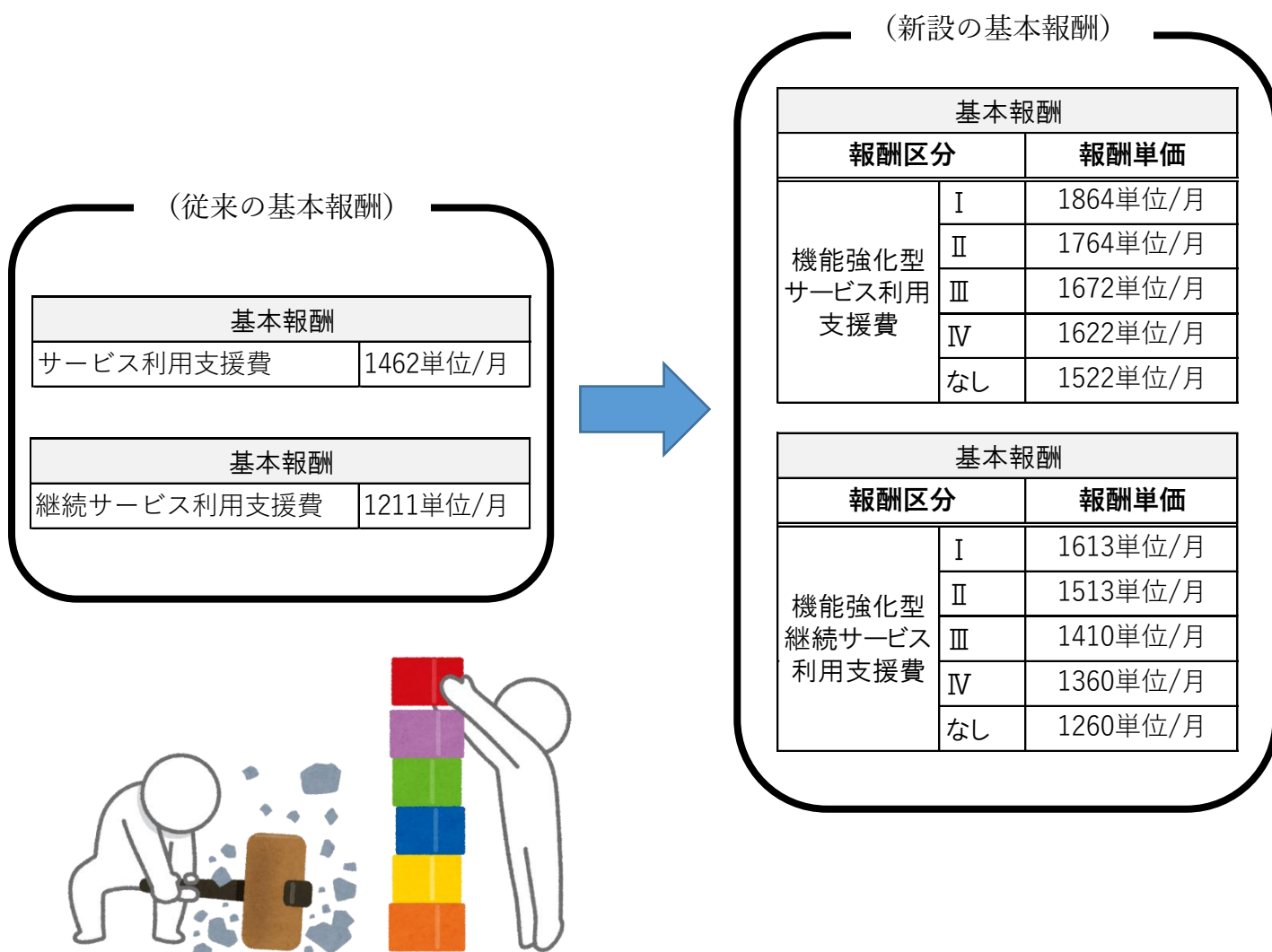
### 1. 基本報酬

#### (1) 改定の目的

- ①計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げる。
- ②人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続負担が軽減されるよう、基本報酬へ組込む。
- ③常勤専従職員の配置を更に促進するため、要件を緩和した報酬区分を創設する。

#### (2) 基本報酬の概要

従来あった「特定事業所加算」の要件を算定要件とする「機能強化型（継続）サービス利用支援費Ⅰ～Ⅳ」が新設されます。（下記イメージ図）



### (3) 基本報酬の算定要件

「機能強化型（継続）サービス利用支援費Ⅰ～Ⅳ」はそれぞれ、共通して満たす必要のある算定要件とそれぞれ個別に満たす必要のある算定要件があります。

#### 共 通 事 項

- 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。

#### ①機能強化型サービス利用支援費Ⅰ

前述の「共通事項」と下記「個別事項」のどちらも満たした場合に算定。

#### 共 通 事 項



#### 個 別 事 項

- 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

## ②機能強化型サービス利用支援費Ⅱ

前述の「共通事項」と下記「個別事項」のどちらも満たした場合に算定。

共 通 事 項



個 別 事 項

- 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

## ③機能強化型サービス利用支援費Ⅲ

前述の「共通事項」と下記「個別事項」のどちらも満たした場合に算定。

共 通 事 項



個 別 事 項

- 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

#### ④機能強化型サービス利用支援費Ⅳ

前述の「共通事項」と下記「個別事項」のどちらも満たした場合に算定。

共 通 事 項



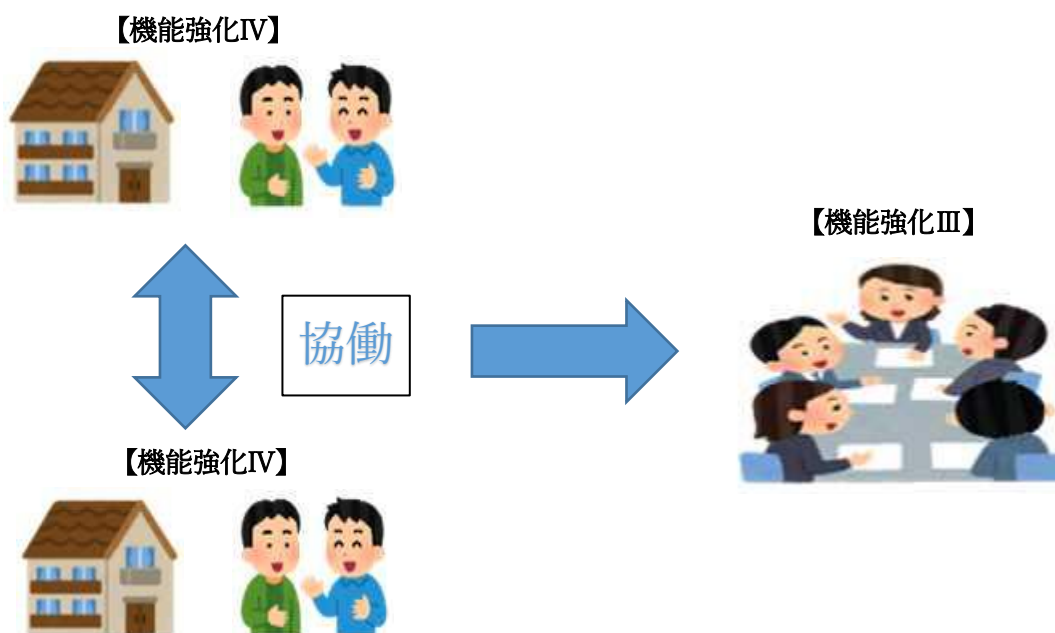
個 別 事 項

- 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。
- 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(留意事項)

※常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。

【機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）、機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）】



## 2. 新設及び追加の加算について

### ①主任相談支援専門員配置加算 100単位/月

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質向上のために研修を実施した場合に加算する。

### ②初回加算 300単位/月（計画相談）、500単位/月（障害児相談）

従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、追加事項として下記の2つの要件を満たした場合、上乘せする。（単位数×4か月目以降の月数）

- (i) 指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合。
- (ii) 4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合。

### ③集中支援加算 300単位/月

以下の要件のいずれかを満たした場合に算定。（基本報酬算定時は算定不可）

- (i) 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合。
- (ii) 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合。
- (iii) 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。（※本要件のみ「入院時情報連携加算Ⅰ」「退院・退所加算」との併給不可。）

### ④居宅介護支援事業所等連携加算 300単位/月（i）（ii）、100単位/月（計画相談）

保育・教育等移行支援加算 300単位/月（i）（ii）、100単位/月（障害児相談）

介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の（i）～（iii）のいずれかの業務を行った場合。【※算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。】

- (i) 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合。
- (ii) 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合。
- (iii) 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合。（この目的のために作成した文書に限る。）

## 一般相談支援について

### 1. 基本報酬

#### (1) 基本報酬の概要

平成 30 年度報酬改定では、前年度に 1 人以上の地域移行があった事業所に対する報酬（地域移行支援サービス費（Ⅰ））を新たに設定したが、地域移行支援の取組を更に推進し地域移行に向けたインセンティブを高めるため、前年度に 3 人以上の地域移行実績を有する事業所を更に評価する。

基本報酬	
地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,059単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	2,347単位／月



基本報酬	
地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	3,062単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅲ）	2,349単位／月

○見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

- (i) 前年度に 3 人以上の地域移行の実績を有すること。
- (ii) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。
  - ① 従業者のうち 1 人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
  - ② 従業者である相談支援専門員のうち 1 人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。
- (iii) 1 以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

児童発達支援、放課後等デイサービスにおける  
令和3年度報酬改定内容の再確認



## 児童発達支援、放課後等デイサービスについて

### 1. 基本報酬

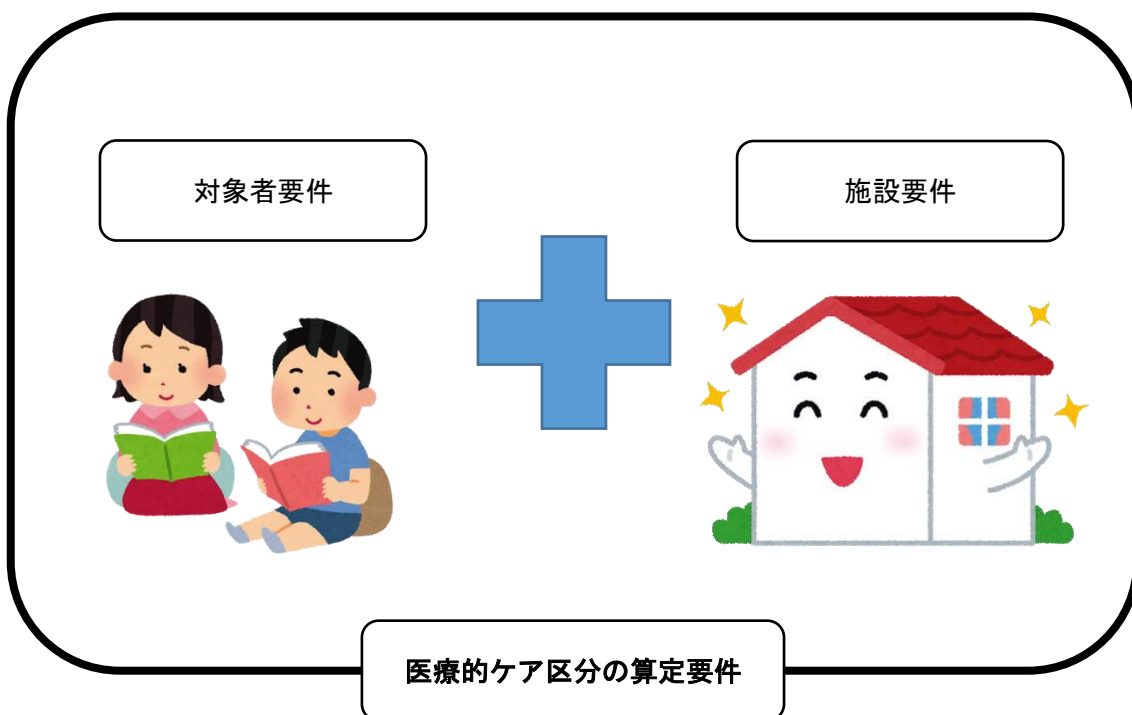
#### (1) 改定の目的

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けやすくなるようサービス提供体制を強化する。

#### (2) 基本報酬の概要

##### ①医療的ケア児に対する基本報酬区分の設定

児童発達支援センター及びセンター以外、放課後等デイサービス事業所にて算定されている基本報酬に対象児童の要件として医療的ケア児に対する区分が新設されます。また、算定を行う場合の施設要件も新設されます。



②対象者要件

下記の医療的ケアスコア表（スコアの項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの基本スコア及び見守りスコアを合算する。）を用いてスコアが32点以上の場合は区分3、16点以上の場合は区分2、3点以上の場合は区分1となる。上記の認定がされた対象者の場合に算定可能となる。

医療的ケア(診療の補助行為)	基本スコア		基本スコア	見守りスコア		
	日中	夜間		高	中	低
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	□		10点	□	□	□
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。 (人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0点+気管切開8点)	□		8点	□		
3 鼻咽頭エアウェイの管理	□		5点	□		
4 酸素療法	□	□	8点	□		
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)	□		8点	□		
6 ネブライザーの管理	□	□	3点	□		
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻		8点	□		
	(2) 持続経管注入ポンプ使用		3点	□		
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)	□		8点	□		
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)		5点	□		
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用		3点	□		
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。	□		3点	□		
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	□		8点	□		
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿		5点	□		
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)		3点	□		
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ		5点	□		
	(2) 排便、洗腸		5点	□		
	(3) 浣腸		3点	□		
14 意識時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置	□		3点	□		

医療的判定スコア表

### ③施設要件

医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合には、当該事業所を利用する医療的ケア児の医療的ケア区分に応じた看護職員を配置して支援を行う必要がある。必要な配置が行われたかどうかは、1月を通じて配置が足りているかどうかで考える。

医療的ケア区分3の児童と看護職員の配置 = 1 : 1 (1 : 1)  
医療的ケア区分2の児童と看護職員の配置 = 2 : 1 (1 : 0.5)  
医療的ケア区分1の児童と看護職員の配置 = 3 : 1 (1 : 0.33)

(例) 4月に、医療的ケア区分3の医療的ケア児Aは5日、医療的ケア区分2の医療的ケア児Bは8日、医療的ケア区分1の医療的ケア児Cは15日、医療的ケア児Dは16日利用した。

#### 医療的ケア区分3

医療的ケア児1人×5日×看護職員1人 = **看護職員5人…①**

#### 医療的ケア区分2

医療的ケア児1人×8日×看護職員0.5人 = **看護職員4人…②**

#### 医療的ケア区分1

医療的ケア児(1人×15日+1人×16日)×看護職員0.33人 = **看護職員10.23人…③**

#### ①+②+③

5人+4人+10.23人 = 19.23人

1月に**19.23人**の看護職員の配置を行うようにする。

### (3) 算定に係る届出について

医療的ケア児に係る基本報酬を算定する上では、あらかじめ届け出をする必要がある。届け出に当たっては、以下の書類を提出するようにする。

- ・医療的ケア児の区分と利用日数及び人数、それに伴う必要看護職員数が分かるリスト
- ・勤務形態一覧表
- ・配置された看護師の資格書の写し
- ・下記のような1月における利用予定表

		4月																														合計
		1日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
医療的ケア児 利用児童数	区分3(32点以上)	1							1							1							1							1		
	区分2(16点以上)	1				1			1				1			1				1						1						
	区分1(3点以上)	2			2	2			2	2		2	2			2		1	2	2			2	2		2	2			2		
	合計	4	0	0	2	3	0	0	4	2	0	2	3	0	0	4	0	1	2	3	0	0	4	2	0	2	3	0	0	3	0	
必要看護職員 数	区分3(32点以上)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
	区分2(16点以上)	0.5	0	0	0	0.5	0	0	0.5	0	0	0	0.5	0	0	0.5	0	0	0	0.5	0	0	0.5	0	0	0	0.5	0	0	0	0	
	区分1(3点以上)	0.66	0	0	0.66	0.66	0	0	0.66	0.66	0	0.66	0.66	0	0	0.66	0	0.33	0.66	0.66	0	0	0.66	0.66	0	0.66	0.66	0	0	0.66	0	
	合計	2.16	0	0	0.66	1.16	0	0	2.16	0.66	0	0.66	1.16	0	0	2.16	0	0.33	0.66	1.16	0	0	2.16	0.66	0	0.66	1.16	0	0	1.66	0	
配置看護職員数		2			1	1			2	1		1	1			2	0	1	1			2	1		1	1			2			

注) 医療的ケア児が利用し、看護職員が配置されない場合は基本的には想定していないが、ここでは考え方を示すために記載している。

区分3の医療的ケア児が1人・・・必要看護職員数は1人  
 区分2の医療的ケア児が1人・・・必要看護職員数は0.5人  
 区分1の医療的ケア児が2人・・・必要看護職員数は0.66人  
 ⇒ 必要看護職員数は合計2.16人

実際に配置した看護職員数(配置看護職員数)が、日ごとに必要看護職員数以上となる必要はない。

一月の合計で、  
 必要看護職員合計数  
 ≤  
 配置看護職員合計数  
 となれば良い。